

認定こども園さくら保育園運営状況確認会議について

会議の目的等

平成31年4月1日より休園をしておりました「幼保連携型認定こども園さくら保育園」(以下、「園」という。)の再開について、令和2年2月に八尾市児童福祉審議会でご審議いただき、いただいた意見書を踏まえ、園及び社会福祉法人さくら会(以下、「法人」という。)による適切な園運営がなされるよう多様な視点から確認や助言を行うため、当会議を設置したところです。

当会議では、園及び法人から提出された「幼保連携型認定こども園さくら保育園再開(休園後の再開)に向けての対応方針(報告)」の履行状況等を確認するため、(1)園の教育・保育内容に関する事項、(2)園の職員の就労環境等に関する事項、(3)法人の運営に関する事項、(4)その他、特に必要と認める事項、について、ご確認いただきご意見をいただくこととなります。

(参考)

児童福祉審議会意見書(令和2年3月12日 認定こども園の再開について(報告))<抜粋>

- ・市には、再開後のより良い園運営及び法人の改善を見守ることを目的として、この度の園の休止・再開によって、直接的・間接的に影響を受ける保護者等のステークホルダーや行政を含めた見守りを行う組織を構築されたい。

認定こども園さくら保育園運営状況確認会議設置要綱<抜粋>

(目的)

第1条 幼保連携型認定こども園さくら保育園(以下、「園」という。)の再開にあたり、今後、園及び社会福祉法人さくら会(以下、「法人」という。)による適切な園運営がなされるよう多様な視点から確認や助言を行うため、「認定こども園さくら保育園運営状況確認会議」(以下、「確認会議」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 確認会議は、園及び法人から提出された「幼保連携型認定こども園さくら保育園再開(休園後の再開)に向けての対応方針(報告)」の履行状況等を確認するため、次の各号に定める事項を所管する。

- (1) 園の教育・保育内容に関する事項
- (2) 園の職員の就労環境等に関する事項
- (3) 法人の運営に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める事項

会議から情報公開までの流れ

